

風しんの追加的対策に係る Q&A（第 6 回）

本年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

本Q&Aでは、医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について掲載します。

事例 1

【質問】記載不備等により受診票（予診票）が返戻される場合はいつ頃医療機関（実施機関）に戻ってきますか。

【回答】返戻となった受診票（予診票）は、**受付月の翌月末**に国保連から医療機関等へ送付します。

医療機関等の皆様へ

国保連において受診票等の点検を行った際、特に記載漏れの多い箇所を抽出し、チェックリストにまとめました。発送前にご確認をお願いします。

	対象書類	内容	チェック記入欄
1	請求総括書 市区町村別請求書	小計を記載していますか？ 抗体検査は“⑥”の下、予防接種は“予診のみ”の下の欄です。	
2		合計を記載していますか？ 一番下の欄です。	
3		押印していますか？	
4		電話番号を記載していますか？	
5	市区町村別請求書	市区町村長名を記載していますか？	
6	予診票	医師記入欄に記載していますか？	

お問い合わせ先 総務企画課 企画・事業係

TEL 0985-25-5321 / FAX 0985-83-3359

E-mail: kikaku@kokuhoren-miyazaki.or.jp